

【資料第4号】

防犯対策を推進する地区の指定について

1 地区名

音羽四丁目町会地区

2 団体名及び代表者

音羽四丁目町会 会長 島田 武 氏

3 地区の範囲

音羽一丁目16～18番、目白台三丁目4番の一部

※裏面地図参照

4 地区指定経過

平成31年4月1日 推進地区指定の申請

令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認

6月3日～7月2日 該当地区的区民意見を聴取

(寄せられた意見なし)

7月16日 推進地区指定日 (～令和4年7月15日)

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

音羽四丁目町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

